

基安安発 0101 第 4 号  
平成 28 年 1 月 1 日

都道府県労働局労働基準部  
健康安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
( 契 印 省 略 )

「重大災害発生時の速報の報告方法について」の廃止について

平成 28 年 1 月 1 日付け基発 0101 第 1 号「労働基準局報告例規の一部改正（安衛補 501 重大災害報告の廃止）等について」により、労働基準局報告例規安衛補 501 重大災害報告が廃止されることを踏まえ、平成 24 年 2 月 28 日付け基安安発第 0228 第 3 号「重大災害発生時の速報の報告方法について」は廃止する。